○高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年1月29日 市規則第18号

(趣旨)

<u>の規則</u>は、<u>高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例(平成29年高山市条例第13号。以下「条例」という。)第22条</u>の規定に基づき、高山市駅前広場等(以下「駅前広場等」という。)の管理及び 1条 <u>この規則は、同田田の別のである。</u> 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 <u>条例第3条</u>に規定する駅前広場等の利用時間は、終日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用時間を変更することができる。

(使用許可の申請等)

- 第3条 <u>条例第4条</u>の規定による許可を受けようとする者は、駅前広場等使用許可申請書(<u>別記様式第1号</u>。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 条例第4条第1項第1号及び第2号に該当する場合
- 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可の内容が確認できる書類の写し
- その他市長が必要と認める書類
- 条例第4条第1項第3号及び第4号に該当する場合 (2)
- 使用計画書
- その他市長が必要と認める書類
- 条例第4条第1項第5号及び第6号に該当する場合
- 道路運送法第4条の許可の内容が確認できる書類の写し
- 運行系統が確認できる運行計画書
- その他市長が必要と認める書類
- (4) <u>条例第4条第1項第7号</u>に該当する場合 ア 使用場所の平面図

 - 工作物、物件又は施設の構造図及び工事の設計図
- ウ その他市長が必要と認める書類
- 条例第4条第1項第8号に該当する場合 (5)
- 使用場所の平面図
- 使用計画書
- その他市長が必要と認める書類
- 市長は、<u>前項</u>の申請書を受理し、使用の可否を決定したときは、駅前広場等使用許可書(<u>別記様式第2号</u>。以下「許可書」という。)又は不許可通知書(<u>別記様式第3号</u>)を交付する。 (使用許可の変更等)

第4条 条例第4条の規定による許可を受けた者が使用許可事項の変更又は使用許可の取消しを求めるときは、駅前広場等使用許可変更(取消)申請書(別記様式第4号)に許可書を添えて市長に申請しなければな

- 2 市長は、<u>前項</u>の申請により使用許可事項の変更を許可したときは、駅前広場等使用許可変更許可書(<u>別記様式第5号</u>)により通知するものとする。 3 使用許可の取消しについては、<u>第1項</u>の申請書の提出があったときに、取り消したものとする。

(使用料の納入)

- 第5条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 使用許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を納入しなければならない。 3 <u>前2項</u>の規定にかかわらず、高山駅東口駅前広場駐車場(以下「駐車場」という。)の使用者は、車両を駐車場から出車しようとする前に、精算機が表示する金額を精算機に投入して<u>条例別表</u>に規定する使用 料を納入しなければならない

(駐車位置の変更)

第6条 市長は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(障がい者区画の使用)

- (原本) 「日 | 四回い (東市) 「新子・大田 | 四回い (東市) 「東京 | 駐車場の障がい者区画を使用することができる場合は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する者が、運転又は同乗する自動車を駐車させる場合とする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者

 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 療育手帳の交付を受けている者 (3)

 - 車椅子を使用している者
 - (5) その他市長が特に必要と認める者 (思いやり区画の使用)
- 第8条 駐車場の思いやり区画を使用することができる場合は、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する者が、運転又は同乗する自動車を駐車させる場合とする。
- (1)
- 妊娠している者 ベビーカーを使用している者 (2)
- 杖等を使用している者
- (4) 怪我をしている者 (5) <u>前条各号</u>のいずれかに該当する者
- その他市長が特に必要と認める者
- (障がい者に関する手帳の提示)
- 第9条 駐車場の障がい者区画及び思いやり区画を使用する者のうち、<u>第7条第1号</u>から<u>第3号</u>までの規定に該当する者は、係員から身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の提示を求められたと きは、これを提示しなければならない。

(出車の拒否)

- 第10条 市長は、次の場合には、駐車場に駐車した車両の出車を拒否することができる。
- (1) 所定の使用料を納入しないとき
- (2) 駐車場の施設、駐車中の車両その他の物件をき損し、又は滅失させ、当事者間との協議が行われないとき。

(使用料の減免)

- 第11条 <u>条例第8条</u>に規定する市長が特に必要があると認める場合は、次のとおりとする。
- (1) 市が主催して行う事業等のために使用するとき。 (2) 市と他の団体が共催して行う事業又は市が後援する事業のために使用するとき。
- <u>前2号</u>に掲げるもののほか、市長が事業の公益性その他の事由を勘案して特に使用料を減免する必要があると認めるとき。 (3)
- <u>条例第3条</u>の規定により減免することができる使用料の額は、<u>次の各号</u>に掲げる区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める額とする。 (1) <u>前項第1号</u>又は<u>第2号</u>に掲げる事由に該当するとき 使用料の全額 (2) <u>前項第3号</u>に掲げる事由に該当するとき 市長が必要と認める額

- 3 使用料の減免を受けようとする者は、駅前広場等使用料減免申請書(<u>別記様式第6号</u>)を市長に提出しなければならない。
- 市長は、<u>前項</u>の申請書を受理し、使用料の減免を決定したときは、駅前広場等使用料減免決定通知書(<u>別記様式第7号</u>)により通知するものとする。 (使用料の還付)

- 第12条 <u>条例第9条ただし書</u>に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次のとおりとする。
 (1) 使用者の責めによらない理由により使用できなかったとき。
 (2) 使用者が使用を開始する日の前日までに使用取消しの申請をしたとき。
- 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき
- <u>条例第9条ただし書</u>の規定により返還することができる使用料の額は、<u>次の各号</u>に掲げる区分に応じ、<u>当該各号</u>に定める額とする。 (1) <u>前項第1号</u>に掲げる事由に該当するとき 使用料の全額

- (2) <u>前項第2号</u>又<u>は第3号</u>に掲げる事由に該当するとき 市長が必要と認める額 3 使用料の還付を受けようとする者は、駅前広場等使用料還付申請書(<u>別記様式第8号</u>)を市長に提出しなければならない。 4 市長は、<u>前項</u>の申請書を受理し、使用料の還付を決定したときは、駅前広場等使用料還付決定通知書(<u>別記様式第9号</u>)により通知するものとする。 (使用許可の取消しの通知)

第13条 市長は、<u>条例第10条</u>の規定により使用許可を取り消そうとするときは、駅前広場等使用許可取消通知書(<u>別記様式第10号</u>)により、通知するものとする。 (事故に対する措置)

第14条 市長は、駅前広場等において事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。 (その他)

第15条 <u>この規則</u>に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

<u>この規則は、高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例</u>の施行の日から施行する。 別記様式第1号(第3条関係)

別記様式第1号(第3条関係)

駅前広場等使用許可申請書

年 月 日

印

(あて先) 高山市長

申請者 住 所

氏 名

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第4条の規定により高山市駅前広場等の使用について、次のとおり申請します。

記

							йC						
使	用	場	所										
使	用	目	的										
使	用	方	法										
使	用	面	積	面積		m² (幅	m	延長	m)			
žác .	ш	440 000	期間		tg 88		年	月	Ħ	時	分から		
使	用	391	間		年	月	Ħ	時	分まで				
使	Д	Ħ	料										
備			考										

別記様式第2号(第3条関係)

別記様式第2号(第3条関係)

駅前広場等使用許可書

第 号 年 月 日

様

高山市長

年 月 日付けで申請のあった高山市駅前広場等の使用については、高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、下記のとおり許可します。

記

							ř	iC				
使	用	場	所									
使	用	目	的									
使	用	方	法									
使	用	面	積	面積		m²	(幅		m	延長	m)	
. the	m	用期間			年	月	日		時	分から		
使	Я		朔 间		年	月	B		時	分まで		
使	F	Ħ	料									
使	用	条	件									
備			考									

別記様式第3号(第3条関係)

Dillect	HR 一十一個に	9 E.	(4th o	冬門(で)

不許可通知書

第号日

印

様

高山市長

年 月 日付けで申請のあった許可申請について、下記の理由により不許可とした ので通知します。

記

不許可理由

(教示)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3 か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対 する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟に おいて市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号(第4条関係)

別記様式第4号(第4条関係)

駅前広場等使用許可変更(取消)申請書

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所

氏 名

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、下記のとおり使用許可の変更(取消)を申請します。

記

							記			
使月	用許可	番号								
	使用	場所								
	使 用	目的								
変	使 用	方 法								
更前	使 用	面積	面積		m²	(幅	m	延長	m)	
	# H	#6 111		年	月	日	時	分から		
	使用	州间		年	月	日	時	分まで		
変更	[しようと	とする								
*		項								
変更	[又は取消	肖しの								
理		由								
備		考								

別記様式第5号(第4条関係)

別記様式第5号(第4条関係)

駅前広場等使用許可変更許可書

年 月 日

様

高山市長 印

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第4条の規定により、下記のとおり使用許可の変更を 許可します。

									記				
使月	刊計	可	番	号									
	使	用	場	所									
	使	用	目	的									
変	使	用	方	法									
更前	使	用	庙	積	面積		m²	(幅		m	延長	m)	
				年	月	日		時	分から				
	便	使用期間	別問		年	月	日		時	分まで			
変	更	4	k	項									
備				考									

別記様式第6号(第11条関係)

別記様式第6号(第11条関係)

駅前広場等使用料減免申請書

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所 氏 名

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第8条の規定により、下記のとおり高山市駅前広 場等の使用料の減免を受けたいので申請します。

	nt-
使用許可番号	
使 用 料	円
減免申請額	Ħ
	年 月 日から
減免申請期間	年 月 日まで
申請理由	

別記様式第7号(第11条関係)

別記様式第7号(第11条関係)

駅前広場等使用料減免決定通知書

年 月 日

様

高山市長 印

年 月 日付けで申請のあった高山市駅前広場等の使用料の減免については、高 山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知 します。

使用許可番号	
使 用 料	Н
滅免決定額	Н
減 免 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
条 件 等	

別記様式第8号(第12条関係)

別記様式第8号(第12条関係)

駅前広場等使用料還付申請書

年 月 日

(あて先) 高山市長

申請者 住 所

氏 名

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、下記のとおり高山市駅前広 場等の使用料の還付を受けたいので申請します。

		記
使用許可番号		
既納入額	円	
還付申請額	PI	
使用許可期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
還付申請期間	年 月 日から	
	年 月 日まで	
申請理由		

別記様式第9号(第12条関係)

別記様式第9号(第12条関係)

駅前広場等使用料還付決定通知書

年 月 日

印

様

高山市長

年 月 日付けで申請のあった高山市駅前広場等の使用料の還付については、高山 市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知し

			記
使用許可番号			
既 納 入 額			H
還付決定額			H
使用許可期間	年	月	日から
2,70 11 17,771 10	年	月	日まで
還付決定期間	年	月	日から
速刊伏足朔間	年 .	月	日まで
備考			

別記様式第10号(第13条関係)

別記様式第10号(第13条関係)

駅前広場等使用許可取消通知書

年 月 日

様

高山市長

高山市駅前広場等の設置及び管理に関する条例第10条の規定により、下記のとおり許可を取り 消しますので通知します。

	51
使用許可番号	
許可事項	
理 由	

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か 月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対す る裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟におい て市を代表する者は、市長となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます。